

種子屋久に全集中！教育旅行誘致事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊毛地域への教育旅行の推進を図るため、種子屋久に全集中！教育旅行誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）及び鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

(2) 教育旅行

学習指導要領（文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準）に定める学校行事で、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。

(3) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(4) 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者が営む、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業の届出をした者が営む、同法第2条第1項の規定による「住宅」をいう。

(補助対象事業)

第3条 学校が熊毛地域において行う教育旅行を補助金の交付の対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、学校又は学校から依頼を受けて企画、実施する旅行会社等とする。

(交付要件)

第5条 補助金は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) 令和3年5月12日～令和4年2月28日の間に熊毛地域内で実施される教育旅行であること。
- (2) 熊毛地域内の宿泊施設に1泊以上宿泊する教育旅行であること。

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象経費は、教育旅行に係る交通費（船賃及び貸切バス料金等をいう。）、宿泊、体験及び入場等に要する旅行費用とする。

2 補助金の額は、当該旅行に参加する児童又は生徒の宿泊者数（引率者、乗務員及び添乗員等を除く）に5,000円を乗じた額とする。

ただし、本事業への申請は1回までとし、1校あたりの補助上限を50万円とする。

なお、国・県及び市町村等における本事業以外の補助金額は除くものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 要綱第5条第2項に定める補助金等交付申請書（別記第1号様式）に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1-2号様式）
- (2) 補助対象となる教育旅行を実施する学校長の承認書（別記第1-3号様式）
※学校以外が申請する場合に必要
- (3) 行程表（計画）
- (4) 収支予算書（別記第1-4号様式）
- (5) 旅行代金見積書及び内訳書等、児童又は生徒1人当たりの補助金の交付対象経費の額が確認できる書類の写し
- (6) 参加（予定）児童又は生徒名簿
- (7) その他支庁長が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更)

第8条 要綱第7条第2項に定める補助金等変更申請書（別記第3号様式）に添付すべき書類は、次のとおり変更に係るものとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第3-2号様式）
- (2) 行程表（計画）
- (3) 変更収支予算書（別記第3-3号様式）
- (4) 旅行代金見積書及び内訳書等、児童又は生徒1人当たりの補助金の交付対象経費の額が確認できる書類の写し
- (5) 参加（予定）児童又は生徒名簿
- (6) その他支庁長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 要綱第11条第2項に定める補助事業等実績報告書(別記第10号様式)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

なお、この要領において、要綱第11条第3項にある「20日以内」を「30日以内」に、「3月31日」を「3月12日」に読み替えるものとする。

- (1) 事業実績書(別記第10—2号様式)
- (2) 行程表(実績)
- (3) 収支精算書(別記第10—3号様式)
- (4) 旅行代金見積書及び内訳書等、児童又は生徒1人当たりの補助金の交付対象経費の額が確認できる書類の写し
- (5) 熊毛地域内での補助対象事業の実施状況がわかる写真8枚程度
(写真撮影場所及び日時を表記すること)
- (6) 宿泊証明書(別記第10—4号様式)
- (7) その他支庁長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、要綱第13条第1項に定める様式(別記第12号様式)を提出して行うものとする。

ただし、請求者と補助金の受領先が異なる場合は委任状(別記第12—2号様式)を添えて支庁長に提出しなければならない。

(事業の終了)

第11条 補助金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で当該事業の申請受付を終了する。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年5月12日から施行する。
- 2 熊毛地域教育旅行推進事業補助金交付要領(令和2年10月30日施行)は、廃止する。